

第 36 回浜田市農業委員会総会会議議事録

令和 3 年 1 月 26 日(火)午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

1 番 原田 義一      2 番 岡本 嗣喜      3 番 宮崎 龍生      5 番 川本 聖光  
6 番 松山 純久      7 番 清水 康彦      8 番 中田 善喜      9 番 林 秀司  
10 番 三浦 博文      11 番 渡辺 弘之      12 番 渡邊 弘登      14 番 青葉 真  
16 番 大谷 数義      17 番 佐々岡常喜      18 番 佐々木京子

1 推 前田 正典      2 推 田村 邦麿      3 推 橋本 安延      4 推 三浦 寿紀  
5 推 小川 明人      6 推 神田 進      7 推 小松原常雄      8 推 近重 邦昭  
8 推 河野 恒弘      10 推 野上 省三      12 推 大崎 健太  
13 推 小谷 保雄      14 推 岡本 定文      16 推 奥迫 忠幸      17 推 原田 和義  
18 推 永見 繁廣      19 推 齋藤 久行

2 欠席委員

4 番 徳田 マスエ      13 番 岡本 健治      15 番 柿元 信次      19 番 玉田 一  
11 推 岡田 勝

3 出席職員

農業委員会 木屋事務局長 佐々木農地係長  
農林振興課 藤井主事、松本会計年度任用職員  
しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

|            |  |
|------------|--|
| <p>会 長</p> | <p>おはようございます。ただいまから第 36 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は、4 番 徳田委員、13 番 岡本委員、15 番 柿元委員、19 番 玉田委員、11 番 岡田推進委員、以上 5 名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、2 番 岡本委員、3 番 宮崎委員 です。よろしく申し上げます。</p>   |
| <p>会 長</p> | <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第1号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。</p>   |
| <p>係 長</p> | <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思っております。</p> <p>お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、8 件、20 筆、28,163 ㎡となっております。</p> <p>申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は1月29日を予定しており、利用権設定については開始日を令和3年2月1日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいいたします。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。</p> <p>どなたか、ございませんか。</p>   |
| <p>会 長</p> | <p>他にございませんか。</p> <p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>   |

|          |   |
|----------|---|
| 委 員      | ～全委員 挙手～  |
| 会 長      | ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。   |
| 会 長      | 続きまして、議第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。  |
| 局 長      | <p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いいたします。</p> <p>農地法第4条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第4条申請は、農地の所有者など、権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものでございます。</p> <p>総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』も、併せてご覧ください。</p> <p>1号について説明いたします。申請地は、資料3ページ、ゼンリン地図4ページ、図面番号①、現況写真は、積雪の影響によりわかりづらいですが、1ページ上段ををご覧ください。申請地は、旭町都川の畑です。場所は、都川公民館から約960m北東の都川2です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、墓地の移設で、自宅の近くの自己所有地に設置するというものでございます。</p> <p>農地法第4条申請については、以上1件でございます。</p> |
| 会 長      | <p>ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、14番 青葉委員もしくは岡本委員をお願いします。</p>  |
| 14番 青葉委員 | 事務局の説明のとおりで、特に問題ありません。  |
| 会 長      | <p>以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>第4条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願い</p>  |

|     |  |
|-----|--|
|     | いします。  |
| 委 員 | ～挙手 多数～  |
| 会 長 | ありがとうございました。以上で農地法第 4 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。   |
| 会 長 | 続きまして、議第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。   |
| 局 長 | <p>それでは、農地法第 5 条申請についてご説明いたします。農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものでございます。</p> <p>事業計画変更 1 号及び 1 号について説明いたします。申請地は、資料 5 ページ 1 段目と 2 段目、ゼンリン地図は 6 ページ、図面番号②、現況写真は、1 ページ中段をご覧ください。申請地は、長沢町の畑です。場所は、県立浜田教育センターから約 330m 北の 5-1 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 1 種住居地域で、農地区分は第 3 種農地に該当します。当該申請の変更事業内容は、事業者の変更と用途の変更で、昭和 60 年 5 月 25 日付けでアパート用地として許可を受けた、●●から□□が承継者として引き継ぐもので、これにあわせて、アパート用地から駐車場に転用目的を変更し、5 条申請をされたものでございます。</p> <p>事業計画変更 2 号及び 2 号について説明します。申請地は、資料 5 ページ 3 段目と 4 段目、ゼンリン地図は 7 ページ、図面番号③、現況写真は、1 ページ下段をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の田です。場所は、三隅発電所から約 490m 北東の松原西です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は第 1 種農地に該当いたします。当該申請の変更事業内容は、面積の変更で、令和元年 6 月 25 日付けで社員宿舎として許可を受けた、●●が宿舎内の駐車場を拡張するために、5 条申請をされたものでございます。</p> <p>3 号について説明いたします。申請地は、資料 5 ページ 5 段目、ゼンリン地図は 8 ページ、図面番号④、現況写真は、2 ページ上段をご覧ください。申請地は、国分町の畑です。場所は、県立浜田養護学校から約 720m 北東の 1 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は、第 2 種農地に該当いたします。当該申請の転用目的は、宅地造成及び建売住宅です。隣接地に農地はなく、大きな影響はないものと思われま</p> |

|                 |  |
|-----------------|--|
|                 | <p>4号について説明いたします。申請地は、資料5ページ6段目、ゼンリン地図は9ページ、図面番号⑤、現況写真は、2ページ中段をご覧ください。申請地は、上府町の畑です。場所は、浜田児童相談所から約370m東の伊甘です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の準工業地域で、農地区分は第3種農地に該当いたします。当該申請の転用目的は、駐車場の計画があり、すでに周囲には住宅が建築されている状況でございます。</p> <p>5号について説明いたします。申請地は、資料5ページ7段目、ゼンリン地図は10ページ、図面番号⑥、現況写真は、2ページ下段をご覧ください。申請地は、治和町の田です。場所は、周布郵便局から約300m南の3-1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は第2種農地に該当いたします。当該申請の転用目的は、個人住宅の計画があり、すでに周囲には住宅が建築されている状況であり、周囲への影響は少ないものと考えられます。</p> <p>6号、7号、8号について、現地が同じ場所にあるため、一括して説明いたします。申請地は、資料11ページ1段目から3段目、ゼンリン地図は12ページ、図面番号⑦、現況写真は、3ページ上段をご覧ください。6号の申請地は、上府町の畑です。7号の申請地は、同町の畑です。8号の申請地は、同町の畑です。場所は、浜田児童相談所から約800m北東の天神です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は第2種農地に該当いたします。当該申請の転用目的は、個人住宅が2件と進入路が1件です。周囲には農地が少ないため、影響はないものと思われます。</p> <p>9号について説明いたします。申請地は、資料11ページ4段目、ゼンリン地図は13ページ、図面番号⑧、現況写真は、3ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の田です。場所は、下古市集会所から約100m南の下古市です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域で、農地区分は第3種農地に該当いたします。当該申請の転用目的は、個人住宅の計画があり、すでに周囲には住宅が建築されている状況であり、周囲への影響は少ないものと考えられます。</p> <p>農地法第5条申請については、以上9件でございます。</p> |
| <p>会 長</p>      | <p>ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>事業計画変更1号及び1号について、16番 大谷委員もしくは奥迫委員お願いします。</p>   |
| <p>16番 奥迫委員</p> | <p>事務局と現地確認を行い、異常はないと思いますので、よろしくお願いします。</p>  |

|          |  |
|----------|--|
| 会 長      | 事業計画変更2号及び2号と9号について、11番渡辺委員お願いします。   |
| 11番 渡辺委員 | 15日に現地を確認しました。2号及び9号について、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。   |
| 会 長      | 3号と4号と6号から8号まで、8番中田委員もしくは河野委員お願いします。   |
| 8番 中田委員  | 先般、事務局と回らせていただきまして、国分町の建売のところは、付近で農地として利用するところはありません。上府町の駐車場は、周囲が住宅化しており、特に問題はないと思います。上府町の個人住宅及び進入路は、周囲は農地として利用しているところはなく、特に個人住宅の建設があっても問題はないと思います。よろしくお願いします。 |
| 会 長      | 5号について、1番前田委員お願いします。   |
| 1番 前田委員  | 1月15日に会長と事務局とで現地確認をさせていただきましたが、異常はないと思いますので、よろしくお願いします。  |
| 会 長      | 以上で、第5条申請について説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。<br>ございませんか。   |
| 4番 三浦委員  | 3号について、市が農地を所有した経緯を説明してもらいたい。  |
| 局 長      | 道路の敷地のため、地目変更を行っていないためです。  |
| 2番 岡本委員  | 4号は、写真を見るとすでに駐車場のよう気がするがどうか。<br>5号は、1,004㎡だが、元々1枚の田だったのか。  |

|         |  |
|---------|--|
| 係 長     | 4号については、写真で見えづらいですが、果樹が植えてあるため畑と認識しています。   |
| 局 長     | 5号については、1枚だったかは不明です。   |
| 2番 岡本委員 | 隣接する農地が、農地として利用できるのか。  |
| 局 長     | すでに耕作されていないため、農地として利用されることはないと思われます。   |
| 会 長     | その他ございませんか。<br>採決に入りたいと思います。<br>第5条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。   |
| 委 員     | ～挙手 多数～  |
| 会 長     | ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。   |
| 会 長     | 続きまして、協議、報告事項について、事務局の説明をお願いします。   |
| 係 長     | それでは公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。<br>資料14ページ、ゼンリン地図は15ページ、図面番号⑨、現況写真は、3ページ下段をご覧ください。届出地は、金城町七条の田です。場所は、浜田市金城支所から約1.6km北西の小笹です。この案件は、浜田市が老朽化した、ため池を廃止するために、堤体の掘削土を廃土処理するもので、廃土期間は、令和3年1月27日から令和3年3月31日までとなっています。埋め立て後は、再び畑として所有者に返還する計画となっております。ちなみに、写真では、重機などが写っており、すでに着手しているように見えますが、これは、ため池までの仮設道を付けている状況であるため、この届出とは直接関係ないため、問題はありません。 |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>続いて、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。</p> <p>1号は、資料16ページ1段目、ゼンリン地図は17ページ、図面番号⑩、現況写真は、4ページ上段をご覧ください。届出地は、久代町の田です。場所は、県立島根海洋館アクアスから約1km南西の3町内です。この届出は、令和3年2月1日から令和3年6月30日を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。</p> <p>2号は、資料16ページ2段目、ゼンリン地図は18ページ、図面番号⑪、現況写真は、4ページ中段をご覧ください。届出地は、金城町波佐の畑です。場所は、若生まなびや館から約1.7km南西の若生です。この届出は、令和3年1月27日から令和3年2月24日を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。</p> <p>以上、報告します。</p>  |
| 会 長 | <p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p>  |
| 会 長 | <p>その他事務局からありましたらお願いします。</p>  |
| 係 長 | <p>資料はありませんが、2点ほどお願いをさせていただきます。</p> <p>1点目は、集落ごとの話し合いの参加について、お願いをさせていただきます。</p> <p>人・農地プランの実質化に関わることをはじめ、各集落において様々な話し合いの機会があります。すでに、集落の話し合いに参加されておられる委員さんもおられると思いますが、そうした話し合いがあれば積極的にご参加いただきたいと思います。</p> <p>2点目は、4条申請・5条申請・農業用施設などの許可を受けた後に、農地転用を行った譲受人は、事業完了後に完了報告書を事務局に提出していただいておりますが、中には、完了報告書を提出されない方もおられます。これまで現地確認をしていただいたところで、半年以上経過し、着手されていないような案件がありましたら、譲受人または事務局まで連絡をいただきたいと思います。お気づきになった時点で構いませんので、よろしくをお願いします。</p> |
| 会 長 | <p>皆様の方からご意見などはありませんか。</p>  |
| 係 長 | <p>事務局からは、その他の報告などはありません。</p>   |



|     |  |
|-----|--|
| 会 長 | そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。<br>ほかにはありませんか。<br>以上を持ちまして、第 36 回総会を終了します。 |
|-----|--|

終了 午前 10 時 20 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員